

TPP交渉参加に関する意見書

安倍総理大臣は、先の日米首脳会談の結果を受け、「TPPでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」として、3月15日にTPP交渉参加を正式表明するとともに、自民党内の「TPP交渉参加に関する決議」等も踏まえ、断固としてわが国の国益を守る決意を示している。

しかし、TPPは、原則、全品目を自由化交渉の対象とすることを目指しており、聖域が設けられる場合も対象はごく一部に限定される公算が大きく、また、交渉参加国の多くは「ほとんどの品目で関税を即時撤廃し、残りも段階的に撤廃する」との考え方を支持している。また、政府の統一試算結果でも、特に農業分野において、安価な農産品の流入により生産額が3兆円規模で減少すると試算されていることなどから、地方においては、交渉参加に対して強い懸念の声が上がっている。

現時点で、関税撤廃の除外品目は明らかでなく、今後の交渉に委ねられることから、仮に関税などの国境措置が撤廃された場合、当県の基幹産業である農林漁業をはじめ、関連産業や医療、郵政等幅広い分野、さらには雇用への大きな影響が懸念される。

よって、政府におかれては、地方の声を真摯に受け止め、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 政府は、TPP交渉の過程において、農林漁業をはじめ国民皆保険制度やISD条項など懸案となっている分野について、守るべき国益を十分に踏まえ、断固として守り抜くこと。
特に、当県の基幹作物である米、さとうきび、でん粉用さつまいも、畜産物等については、関税撤廃の対象外とするなどの除外措置を確保すること。また、政府調達や医療制度を含む金融サービス等についても、我が国の主張を十分に反映させること。
- 2 交渉の過程において得られた情報や対応策を、国民に適時にわかりやすく提供すること。
- 3 交渉の結果、我が国の国益が確保できないと判断した場合は、交渉から脱退すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月27日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣 殿
経済産業大臣
内閣官房長官